

一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法)

職員が仕事と家庭を両立しながら働ける環境を整備することにより、職員個人の能力が十分に発揮できるよう、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 目標及び対策

(1) 目 標 男性の育児参加を応援するため、育児休業や看護休暇の取得を促進する。

対 策 令和2年4月から

- ・ 出産、育児に係わる制度のパンフレット作成し、職員に周知を図る
- ・ 子供が生まれた男性職員に個別に面談を実施し、制度の利用の促進を図る。

(2) 目 標 年次有給休暇の取得が少ない従業員に対する取得の促進に取り組む。

対 策 令和2年4月から

- ・ 計画的な年次有給休暇取得の推進(取得数の少ない職員への声かけ等を行う)
- ・ 実施内容と計画に基づく定期的(3ヶ月に1回)見直しを行う。

(3) 目 標 時間外労働の削減

対 策 令和2年4月から

- ・ 1人に仕事が偏ることがないように、担当業務の平準化を行う。
- ・ ノー残業デーとして毎週水曜日を設定しているが、事業などで残業する職員については別の曜日を指定するなど週1日の定時退社を徹底する。
- ・ 時間外労働が削減されていない部署について問題点の再検討を実施する。

(4) 目 標 育児休業後に職員が復帰しやすくするための仕組みの構築

対 策 令和2年4月から

- ・ 育児休業中の職員への定期的な情報提供を継続する。
- ・ 復職後に柔軟な働き方がしやすいよう、支援制度を定着させる。